

肉用牛肥育経営安定交付金制度（交付金牛マルキン）の
交付金単価について【令和3年4月・5月・6月分】

令和3年8月18日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

令和3年4月・5月・6月分に販売された交付対象牛に適用する交付金単価（確定値）について、下記のとおり公表します。

なお、令和3年4月・5月分に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、下記により、算出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

記

1. 肉用牛1頭当りの交付金単価確定値（令和3年4・5・6月期） 単価：円

区分	販売月	肉専用種※3	交雑種	乳用種
香 川 県	令和3年 4月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	35,362.8 (33,157.4)
	5月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	21,505.5 (21,420.5)
	6月確定値	—	26,485.2	29,786.4

※1 交付金単価について、肉専用種は4月・6月は、地域単価（枝肉価格：四国ブロック）5月は、県単価（県販売価格が高いため）、交雑種・乳用種は、全国単価を適用

※2 令和3年4・5月に販売された交付対象牛に適用する精算払の額については、上記により算出された交付金の額と概算払の額との差額になります。

※3 肉専用種について、生産者積立金が払底したため、令和2年3月までに負担金を納付済みの牛も含めて国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付となるため、表示も国費分（交付金単価の4分の3相当額）とする。

※4 交雑種・乳用種の納付猶予牛については、国費分（交付金単価の4分の3相当額）の交付とする。